要 望 書

毎年、日本各地において気候変動や台風による災害が頻発化・激甚化しておりますが、富山県内においても今年6月28日と7月12日から13日にかけて記録的な豪雨となり、人的被害と家屋の浸水被害に加え多くの公共土木施設などに極めて大きな被害が発生しました。地元建設企業は、いち早く現場に駆け付け、河川では破堤した堤防や欠損した護岸の応急復旧工事、道路では交通復旧のため崩土の除去や崩壊した法面の土留め応急対応など懸命に取り組んだところです。今後とも、県内どこにおいても同様の災害が発生する可能性があることから、県民の生命と財産を守るために、防災・減災、強靱な県土づくりの取組みをより一層積極的に推進していく必要があります。また、今夏は富山県においても記録的な猛暑となりましたが、そうした中、熱中症予防対策を講じながらエッセンシャルワーカーとして社会資本の整備や維持管理などに精力的に励んだところであります。

長引いた新型コロナウイルス感染症が今なお社会経済活動に大きな影響を及ぼすとともに昨年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻により世界の政治経済に深刻な影響を与えており、日本経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくためには、新たな経済対策として積極的な財政出動による公共投資を推進することで内需の拡大を図ることが不可欠です。

政府においては、令和3年度から「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」に取組んでおり、3年目となる令和5年度は本県においても概ね昨年度並みの事業量が見込まれておりますが、その一方で、予算配分の偏りからくる事業量の地域間格差や企業間格差が拡大しており、厳しい状況におかれている建設企業も少なくないことから、新たな経済対策として編成される国の補正予算に期待しているところです。

さらに、超少子高齢により全産業において若者の確保が難しい中、建設業への入職者は近年増えつつあるもののまだまだ少なく、これまで培ってきた優れた技術や技能の継承が難しい状況にあります。

つきましては、地域の建設企業が、ビヨンドコロナの新時代におけるウェルビーイングの 向上の基盤となる社会資本の整備等のため、働き方改革などに積極的に取組み担い手を確 保・育成し建設業が担う社会的使命をしっかり果たしていけるよう、次の事項について格段 のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年11月16日

一般社団法人富山県建設業協会 会 長 竹 内 茂

1 公共事業予算の持続的・安定的確保について (参考資料 1ページ)

<u>地域建設業が</u>、超少子高齢・人口減少社会の中にあっても、社会資本整備の担い手、災害復旧など地域の守り手としての<u>役割を今後も果たしていくためには、安定した事業量の下、一定の利潤を得て経営を安定させ、若手技術者など新規入職者の確保や育成などに取</u>組んでいく必要があります。

また、喫緊の課題となっている災害に強い強靱な国づくりを着実に推進するためには、 令和5年度補正予算において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を前 倒しして実施し国土強靱化予算において必要かつ十分な事業量を確保するとともに、令和 6年度当初予算においてもこの予算を別枠で確保することが必要と考えます。

つきましては、「令和の公共インフラ・ニューディール政策」の推進に向けインフラの 更新など社会資本整備の取組みを着実に進めていくために、<u>令和6年度当初における公共</u> 事業予算が今年度当初予算を上回るようにお願いいたします。

さらに、5か年加速化対策後も計画的に災害の未然防止対策の取組みを進めるため、国 土強靭化基本法の改正に伴う、計画の期間、施策の内容などを盛り込んだ<u>国土強靱化実施</u> 中期計画の早期策定と現行計画以上の事業規模の確保が極めて重要ですので、政府等への 強い働きかけをお願いいたします。

加えて、<u>今年度国において補正予算が編成された際には、企業間格差や地域間格差の是</u> 正のためにも公共事業予算を十分確保するとともに早期予算措置をお願いいたします。

2 建設資材の価格高騰への適切な対応について

長引くコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻に伴う世界的な原材料及び原油等エネルギーの価格高騰、急速に進展した円安なども相まって、建設資材の価格が高騰しております。 具体的には、この 2 年間で鋼材や木材はそれぞれ約7割と約6割の上昇(建設物価調査会:建設物価)、アスファルト合材は協会の独自調査では約3割の上昇となっており、生コンクリートは協同組合における販売価格が昨年からの度重なる値上げにより2割程度の上昇と聞いております。

しかしながら、<u>富山県の設計価格の改定は追随しておらず</u>、価格差が拡大していることから、建設企業にとっては極めて深刻なものとなっております。<u>このような状況は、健全</u>経営を阻害するものであり、このまま続けば企業の存続が成り立たなくなってしまいます。

こうした中、昨年 10 月には県において国と同様に単品スライド条項の運用が改定されたところですが、このスライド条項の適用にあたっては、材料の品目ごとに1%ルールが適用され変動額が請負代金額の1%を超える品目だけがスライド条項の対象とされること、また、変動額の合計金額から請負代金額の1%が差し引かれることからたとえ適用されても受注企業にとって大変厳しい状況にあります。

つきましては、<u>まず、品確法が謳う適正な利潤確保の観点から、</u>価格調査などについてこれまで以上に詳細にかつその頻度を上げるなどにより<u>その都度リアルタイムな実勢価</u>格を把握していただき積算への反映をお願いいたします。

また、工期内における資材価格の高騰のため<u>やむを得ずスライド条項を適用せざるを得ない場合には、改定された運用に基づき手続きが確実に行われるようお願いいたします。さらには、受注者負担軽減の観点から、現在のスライド条項適用の際の1%ルール撤廃</u>について国に対して強い働きかけをお願いいたします。

3 入札契約制度改革について

(1)地域に貢献する建設企業の持続的発展について

防災対策や災害対応、除雪など、地域に貢献する技術力・経営力の高い企業が、今後も持続的に発展できるよう、地域の実態を踏まえたランク別企業数に見合う仕事量の確保や発注ロットの設定、さらには、円滑な事業の執行のための設計ストックや用地ストックの確保、加えて、受注環境を踏まえた通常工事と災害復旧工事との発注時期等の調整についてご配慮をお願いいたします。

土地改良工事については、農閑期の秋から春先にかけた天候不順な時期での施工が多く、また水路・集水桝などの小規模・点在構造物の施工や受注後の地元要望も多いため採算性の確保が難しい工事が少なくないことから、これまでも夏場施工の推進や県独自歩掛の制定など改善措置を講じていただいておりますが、これらの措置を徹底していただくとともに、現場実態を踏まえた県独自歩掛の更なる充実や発注にあたっての地元調整などにおけるきめ細かな対応に加え、円滑な施工が行えるよう休耕補償制度の創設についてもご配慮をお願いいたします。

林道・治山工事については、山間地の急峻で狭隘な現場が多いため、効率の悪い工程管理などを余儀なくされており、また標準作業時間を確保できない場合もあることから、<u>適正な工期設</u>定や現場実態に応じた歩掛や補正係数の適用などの検討をお願いいたします。

<u>営繕工事については、</u>積算において市場動向を反映するため市場単価方式や見積もりなどが取り入られておりますが、標準を下回る小規模施工や購入機器費等について、積算価格と実勢価格との乖離が生じている事例も多く見受けられることから、より一層市場性を考慮した積算をお願いいたします。

また、<u>不可抗力による損害については、</u>本年度から災害関連工事で全額発注者負担となりましたが、近年、異常気象が頻発するなか、どこの現場においても損害のリスクが大きくなっていることから、災害関連工事以外の工事においても受注者負担の廃止をお願いいたします。

さらには、<u>国営農地再編整備事業「水橋地区」については、</u>地元と円滑な協議調整が期待でき、雇用や災害時の緊急出動などで地域の発展に貢献している地元建設企業の受注状

況等を踏まえた発注について、引き続き国への働きかけをお願いいたします。

(2) 低入札対策について

低入札価格調査における基準価格は、工事の品質確保、施工の安全確保、労働者の就業環境、下請企業への支払い、健全な企業経営などに大きく影響することから、これまでも、適宜、その算定に用いる算入率や適用範囲が見直され、昨年度一般管理費の算入率が55%から68%に引き上げられたことを高く評価しております。

見直しの結果、現在の算入率は、直接工事費の 97%、共通仮設費の 90%、現場管理費の 90%、一般管理費の 68%、また適用範囲は 0.75~0.92 となっております。

経営基盤の強化を図り担い手確保・育成を一層推進していくためにも、例えば給与・法 定福利費・福利厚生費・広告宣伝費などが含まれる一般管理費の算入率の更なる引き上げ などによる低入札価格調査基準のアップと、上限撤廃をお願いいたします。

4 働き方改革等の推進と担い手の確保・育成対策について

(1) 働き方改革と生産性向上の推進について

建設業における罰則付き時間外の上限規制適用が来年4月と目前に迫るなか、働き方改革を進める上で、長時間労働の是正とともに週休2日制の推進が重要であります。週休2日制モデル工事については、準備期間や後片付け期間を十分確保した工期設定がなされており、一般土木工事においては昨年度から全ての工事を発注者指定型とされ対象が大幅に拡大されるとともに、その運用としては工期内における4週8休以上の現場閉所とされたことから、週休2日制の取組みが大きく進展するものと考えております。また、営繕工事においても今年度から全工事を週休2日制とされたところでありますが、引き続き週休2日を前提とした適正な工期設定を行っていただくことが重要であります。

しかしながら、発注時期の平準化や適正な工期設定がなされても<u>設計条件と現場との相</u> <u>違などは、工期に大きく影響するとともに時間外勤務や休日出勤が増加する要因の一つに</u> もなっており、応札について躊躇せざるを得ない案件も散見されております。

つきましては、適切な設計や設計精度の向上、受注者から求められた3者連携会議の義務化、ワンデーレスポンスの徹底、提出書類の更なる簡素化、労働日数減少による「日給」の労働者の収入減対策などのため労務費の更なる増額補正をお願いいたします。

<u>また、今夏の猛暑を踏まえ熱中症対策としての労務単価や歩掛の補正などの積算基準の</u>見直し、さらには、経営基盤強化の面から施工条件の変化等に応じた適切な設計変更をお願いいたします。

建設現場における生産性向上を図るためには、DXによる、ICT 技術や ASP (情報共有システム)の活用などを推進することが重要であります。ICT 技術の活用については、試行工

事の対象が順次追加されるとともに施工プロセスの一部における活用も積算に反映されるなど試行工事に取組み易い環境となってきております。また、ASP の活用については、今年度から工事費 20 百万円以上の全ての工事を発注者指定型として取組まれ、操作方法に関する講習会の継続的な開催なども相まってその実施件数は増えてきております。

つきましては、ICT 技術の現場導入や技術者育成に対する支援、ICT 試行工事における 適切な設計・積算・工期設定、ASP の普及に向けた職員に対する講習会の開催やその確実 な実施など一層の取組みをお願いいたします。

建設現場の遠隔臨場については、モバイル端末を活用し生産性向上などを目的として試行されており、昨年度から新たに発注者指定型による取組みがなされています。この遠隔臨場は<u>移動時間や手待ち時間の削減とともに日程調整の円滑化など導入効果は大きいこ</u>とから、遠隔臨場試行工事の拡大をお願いいたします。

また、ASPや遠隔臨場の取組みが円滑に行えるよう通信環境の充実等に向けた関係機関への働きかけをお願いいたします。

富山県では、今年6月から1億円以上の建設工事を対象に電子契約が導入されたところです。電子契約の導入により、印紙代コストの削減や押印不要、契約締結までの事務処理日数の短縮など事務処理の効率化のみならず、契約関係書類が電子データとして取得可能となることから書類の簡素化につながるメリットがあります。つきましては、生産性向上を図るため対象案件の拡大をお願いいたします。

(2) 担い手の確保・育成対策について (参考資料 2~5ページ)

担い手の確保・育成を図るには、建設業の魅力を知ってもらうことや早く責任を持った立場で働ける環境を整えることなどが重要であります。

このようなことから、これまでも協会では、担い手確保を図るために、小学生や中学生、高校生 それぞれに適したリーフレットの配布、建設系学科の高校生に対する出前講座やその保護者と の意見交換会の開催、大学生に対しては、県内の女子大学生と女性技術者との意見交換会等 の開催や県内企業を知るために県立大学が開催する企業懇談会への参加などに取り組んできており、昨年度から新たに女子大学生や女子高校生を対象としたリーフレット「女性が活躍すると やまの建設業」の作成・配布を行っております。しかし、こうした取組みだけではなく、小さいころから建設分野に興味を持ってもらうために、中学生に対する防災教育や「14歳の挑戦」の活用、高校における建設系学科の新設や定員増、農業科など専門学科のカリキュラムや普通科におけるキャリア教育での建設分野の追加等、さらには、県立大学に建築施工管理技士の資格取得に有利な指定学科の新設などが必要と考えます。

また、担い手育成を図るために、<u>県の支援を得て、土木施工管理技士や建築施工管理技士</u>の資格を得るための資格取得支援講座を開催してきており、この講座を受講した受験者の合格

率は、全受験者の合格率と比べ高く、非常に効果的な事業と考えております。

つきましては、<u>若年者の育成・定着を図るために取組む資格取得や労働環境改善などに対する支援の継続や拡充、建設産業に関する教育環境の整備とともに、</u>今年9月に県主催で開催された「けんせつ×テックフェスタ2023」のように、<u>建設業が「新4K」(給与・休暇・希望・かっこいい)の業界として広く社会から認知されるため官民連携での戦略的な広報活動の一層の強化をお願いいたします。</u>

5 市町村に対する新・担い手3法等の遵守にかかる強力な指導について

平成 26 年に品確法と建設業法・入契法が一体として改正され、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されたいわゆる「担い手3法」が施行されました。また、今和元年にはその一部が改正され、働き方改革の促進や生産性の向上が謳われるなど、建設産業における持続可能な事業環境が整いつつあります。しかしながら、市町村においては、発注者の責務を謳う法改正の主旨がいまだ浸透していない状況が多々見受けられます。例えば、積算における適切な単価や歩掛の適用、現場に適した仮設工の計上などがなされず予定価格が適正に設定されていない発注や、設計条件と現場が一致しない場合であっても設計変更がなされない事例が散見されること、また、ダンピング対策として低入札調査基準価格は設定されているものの、結果的には低入札の多くが契約に至り、ダンピング対策の実効性が担保されていない現状があります。これでは、健全で安定した経営基盤の構築のための適正な利潤確保が難しい状況です。

こうしたことから、<u>これまでも業界団体として適切な設計積算や適正な工期設定がなされているかなどについて調査し発注者に訴えてきたところですが、</u>県においてもすべての 市町村における法令遵守状況を検証するとともに、仮に遵守されていない場合には、是正 を勧告するなど強力な指導をお願いいたします。

6 安定的・持続可能な除雪体制の確保について

冬期の円滑な道路交通を確保する上で道路除雪は極めて重要であります。このため地域建設企業は除雪に万全を期すべく、年々降雪量の変動が大きくなる中、暖冬時・豪雪時に関わらず除雪体制の維持に取り組んできております。しかしながら、保有する借上げ機械に対しては、固定費として保険料や税金などの一部(4.5/12ヶ月)しか支払われておらず、また、除雪時しか使用しない機械もあり機械を保有していくことが相当負担になっております。こうしたことから、これまでも暖冬時の負担軽減のため固定費について見直しを行

っていただいているところですが、<u>貸与機械の引き続きの増強、借上げ機械に係る固定費</u>のアップ、老朽化した機械の更新に係る更なる支援などが必要です。

また、建設企業は、<u>除雪オペレーターも確保し除雪に備えているところでありますが、</u> 暖冬時にはオペレーター確保に要した経費がそのまま持ち出しとなることから、<u>小雪時でも費用が確保できるような仕組み、例えば最低保証制度の導入などについてご検討をお願いいたします。一方で、豪雪時には休日出動も行っていることから、休日割増の適用など人件費の充実も必要です。</u>加えて、除雪オペレーターの確保だけでなく、<u>助手の人員確保も負担になっている現状を踏まえ、「ワンオペレーター除雪の導入」についてもご検討をお</u>願いいたします。

除雪業務は、道路管理者や建設企業、住民の3者が一致協力して取り組んでこそ、効率的・効果的な除雪につながると考えており、建設企業としては引き続き住民に喜んでもらえる除雪業務の遂行に努めて参りますので、安定的・持続可能な除雪体制を確保するために市町村の取組みに対する指導も含め特段のご配慮をお願いいたします。